

生活環境の保全に関する環境上の基準（大津市の河川の水質汚濁に係る環境上の基準）

指標 項目 類型	基準値							補助指標									一般的表現		
	一般項目							生物指標			感覚指標								
	生活環境項目					特殊項目		魚類	水生小動物	藻類・その他	ゴミ	油膜	臭気	着色	透明度	泡立ち		河床状況	
	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	総窒素 (T-N)	総りん (T-P)												
AA	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下	1.0mg/L 以下	0.10mg/L 以下	イワナ アマゴ	カワゲラ類 サワガニ	クチビルケイソウ <i>Cymbella sinuata</i> ビロウドランソウ <i>Homocothrix janthina</i>	ない	ない	無臭	ない	50度以上	ない	砂、レキ質等がはっきりみえる	大変きれいな	
A	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下	1.5mg/L 以下	0.20mg/L 以下	アユ アブラハヤ	ヒラタカゲロウ カワニナ	ウキシオグサ <i>Cladophora crispata</i> ナガケイソウ <i>Synedra ulna</i> ハリケイソウ <i>Nitzschia amphibia</i>	少しあるが 気にならない	ない	無臭	ない	30度以上	ない	藻類等付着物におおわれている	きれいな	
B	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL以下	2.0mg/L 以下	0.30mg/L 以下	カワムツ カマツカ	コカゲロウ トビゲラ類 コガタトビゲラ カワニナ	ウキシオグサ <i>Cladophora crispata</i> ナガケイソウ <i>Synedra ulna</i> ハリケイソウ <i>Nitzschia amphibia</i>	少しあるが 気にならない	ない	無臭	ない	30度以上	ない	藻類等付着物におおわれている	きれいな	
C	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—	3.0mg/L 以下	0.40mg/L 以下	シマドジョウ ドンコ	コカゲロウ トビゲラ類 コガタトビゲラ カワニナ	ウキシオグサ <i>Cladophora crispata</i> ナガケイソウ <i>Synedra ulna</i> ハリケイソウ <i>Nitzschia amphibia</i>	少しあるが 気にならない	ない	無臭	ない	30度以上	ない	藻類等付着物におおわれている	きれいな	
D	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—	4.0mg/L 以下	0.55mg/L 以下	オйкаワ フナ	ミズムシ サカマキガイ	ハリケイソウ <i>Nitzschia palea</i> クサビケイソウ <i>Gomphonema parvulum</i>	目立つ程あって 気になる	少しある	微下水臭等の微異臭	微白濁色	20度以上	落ちこみ にある	部分的にミズムシが発生している	やや汚れている	
E	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—	5.0mg/L 以下	0.65mg/L 以下	ヨシノボリ (ゴリ) ドジョウ	ミズムシ サカマキガイ	ハリケイソウ <i>Nitzschia palea</i> クサビケイソウ <i>Gomphonema parvulum</i>	目立つ程あって 気になる	少しある	微下水臭等の微異臭	微白濁色	20度以上	落ちこみ にある	部分的にミズムシが発生している	やや汚れている	
(ランク外)								—	ユスリカ (赤色) イトミミズ	ミズワタ <i>Sphaerotilus</i> sp. ズーグレア <i>Zoogloea</i> sp.	多くあって ひどく気になる	ある	下水臭等の異臭	灰濁色	20度未満	泡立って流れている	河床全面にミズワタが発生しているか、ヘドロ状になっている	汚れている	
測定方法	規格8に掲げる方法	規格16に掲げる方法	規格10.2.1に掲げる方法	規格24に掲げる方法	最確数による定量法	昭和54年滋水審第9号に掲げる方法													
備考	1. 生活環境項目の基準値は、日間平均値とする。 2. 特殊項目の基準値は、年間平均値とする。 3. 農業用水点については、水素イオン濃度6.0以上、7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上、総窒素1mg/L以下とする。 4. 最確数による定量法とは、昭和46年12月28日環境庁告示第59号別表2に掲げる方法をいう。							備考 1. 補助指標の評価は、各項目を総合的に判断することにより行うものとする。 2. 生物指標の魚類項目のうち、「大変きれいな」欄のイワナ・アマゴは河川上流・低水温域とする。											